

令和4年11月24日提出

令和4年11月市議会定例会

議 案

〔 議案第71号～議案第95号 〕

島 田 市

目 次		
議案番号	件 名	ページ
議案第71号	令和4年度島田市一般会計補正予算（第9号）	1
議案第72号	令和4年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	6
議案第73号	令和4年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	9
議案第74号	令和4年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	12
議案第75号	令和4年度島田市水道事業会計補正予算（第2号）	14
議案第76号	令和4年度島田市病院事業会計補正予算（第3号）	15
議案第77号	令和4年度島田市病院事業会計補正予算（第4号）	16
議案第78号	令和4年度島田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	17
議案第79号	島田市職員の降給に関する条例について	18
議案第80号	島田市職員の高齢者部分休業に関する条例について	20
議案第81号	島田市議会議員及び島田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	22
議案第82号	島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	23
議案第83号	島田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について	29
議案第84号	島田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	34
議案第85号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について	47
議案第86号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について	48
議案第87号	島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	49
議案第88号	島田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	50
議案第89号	指定管理者の指定について（島田市川根介護予防拠点施設）	52
議案第90号	指定管理者の指定について（島田市地域交流センター）	53
議案第91号	指定管理者の指定について（島田市川根文化センターチャリム21）	54

議案番号	件名	ページ
議案第92号	指定管理者の指定について（中央公園ほか6施設）	55
議案第93号	指定管理者の指定について（しまだ楽習センター）	56
議案第94号	指定管理者の指定について（島田市野外活動センター 山の家）	57
議案第95号	指定管理者の指定について（島田市山村都市交流センターささま）	58

予 算 に 関 す る 説 明 書		
議案番号	件名	ページ
議案第71号	令和4年度島田市一般会計補正予算（第9号）	59
議案第72号	令和4年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	89
議案第73号	令和4年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	98
議案第74号	令和4年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	107
議案第75号	令和4年度島田市水道事業会計補正予算（第2号）	115
議案第77号	令和4年度島田市病院事業会計補正予算（第4号）	127
議案第78号	令和4年度島田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	140

一 般 会 計 予 算 書

議案第71号

令和4年度島田市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度島田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ307,295千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,589,150千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,751,826	137,926	7,889,752
	2 国庫補助金	3,005,629	137,926	3,143,555
16 県支出金		3,178,833	△29,145	3,149,688
	2 県補助金	1,098,050	△31,011	1,067,039
	3 委託金	191,889	1,866	193,755
18 寄附金		235,108	19,809	254,917
	1 寄附金	235,108	19,809	254,917
20 繰越金		1,330,445	175,205	1,505,650
	1 繰越金	1,330,445	175,205	1,505,650
21 諸収入		1,058,012	2,000	1,060,012
	5 雑入	852,616	2,000	854,616
22 市債		6,946,100	1,500	6,947,600
	1 市債	6,946,100	1,500	6,947,600
歳入合計		47,281,855	307,295	47,589,150

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		219,954	72	220,026
	1 議会費	219,954	72	220,026
2 総務費		9,114,617	93,684	9,208,301
	1 総務管理費	7,676,702	16,495	7,693,197
	2 徴税費	427,210	△4,846	422,364
	3 戸籍住民基本台帳費	502,600	81,348	583,948
	4 選挙費	73,268	886	74,154
	6 監査委員費	34,539	△199	34,340
3 民生費		14,838,508	△30,410	14,808,098
	1 社会福祉費	6,675,243	△30,702	6,644,541
	2 児童福祉費	6,827,354	△5,435	6,821,919
	3 生活保護費	720,792	5,727	726,519
4 衛生費		5,967,702	15,841	5,983,543

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 保健衛生費	3,903,567	3,772	3,907,339
	2 清掃費	2,064,135	12,069	2,076,204
6 農林業費		962,900	25,314	988,214
	1 農業費	679,509	24,734	704,243
	2 林業費	283,391	580	283,971
7 商工費		1,096,968	2,476	1,099,444
	1 商工費	1,096,968	2,476	1,099,444
8 土木費		3,600,911	46,535	3,647,446
	1 土木管理費	330,101	10,215	340,316
	2 道路橋りょう費	1,572,974	15,166	1,588,140
	3 河川費	244,902	10,300	255,202
	4 都市計画費	1,234,713	149	1,234,862
	5 住宅費	218,221	10,705	228,926
9 消防費		1,509,868	24,317	1,534,185
	1 消防費	1,509,868	24,317	1,534,185
10 教育費		4,890,926	57,186	4,948,112
	1 教育総務費	561,618	△2,692	558,926
	2 小学校費	1,716,905	14,023	1,730,928
	3 中学校費	417,954	2,546	420,500
	5 社会教育費	1,050,093	25,558	1,075,651
	6 保健体育費	1,134,870	17,751	1,152,621
11 災害復旧費		499,200	72,280	571,480
	1 農林業施設災害復旧費	117,200	69,200	186,400
	3 文教施設災害復旧費	0	3,080	3,080
歳 出	合 計	47,281,855	307,295	47,589,150

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
市民活動中間支援委託	令和5年度	2,877
複合機連携認証システム導入委託	令和5年度	12,075
共用電子複合機賃借料	令和5年度から 令和10年度まで	70,436
新庁舎ディスプレイモニタ等購入	令和5年度	19,954
新庁舎什器備品購入	令和5年度	448,679
新庁舎移転委託	令和5年度	47,176
県議会議員選挙投票所駐車場整理委託	令和5年度	1,056
県議会議員選挙掲示場設置等委託	令和5年度	5,192
県議会議員選挙期日前投票事務委託	令和5年度	3,036
コミュニティバス運行管理委託	令和5年度	300,000
川根介護予防拠点施設管理運営委託	令和5年度から 令和7年度まで	19,500
後期高齢者人間ドック検診委託	令和5年度	291
ごみ資源収集運搬委託	令和5年度	180,169
クリーンセンター汚泥運搬車両購入	令和5年度から 令和6年度まで	12,000
地域交流センター管理運営委託	令和5年度から 令和9年度まで	54,300
中央公園等管理運営委託	令和5年度から 令和7年度まで	264,500
都市公園等管理委託	令和5年度	59,510
スクールバス運行管理委託	令和5年度	39,171
川根文化センターチャリム21管理運営委託	令和5年度から 令和9年度まで	172,439
しまだ楽習センター管理運営委託	令和5年度	12,600
野外活動センター山の家管理運営委託	令和5年度から 令和7年度まで	42,000
山村都市交流センターささま管理運営委託	令和5年度から 令和9年度まで	75,900

第3表 地方債補正

1. 変更

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
社会福祉施設 整備事業	千円 12,500	証書借入 又は 証券発行	公的資金 公的資金の 貸付利率によ る。 その他 3.5%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率による。	公的資金に ついては、そ の融資条件に より、その他 の資金は、そ の債権者との 協議による。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期限 を短縮し、若 しくは繰上償 還し、又は低 利債に借換え することができる。	千円 4,000	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
緊急自然災害 防止対策事業	79,700	同上	同上	同上	89,700	同上	同上	同上

国民健康保険事業
特別会計予算書

議案第72号

令和4年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度島田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,887千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,376,520千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		735,767	8,584	744,351
	1 一般会計繰入金	672,766	8,584	681,350
6 繰越金		1	9,303	9,304
	1 繰越金	1	9,303	9,304
歳入合計		9,358,633	17,887	9,376,520

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		154,740	8,584	163,324
	1 総務管理費	140,190	8,584	148,774
3 事業費納付金		2,404,065	9,222	2,413,287
	3 介護納付金分	185,853	9,222	195,075
5 保健事業費		141,852	81	141,933
	1 保健事業費	141,852	81	141,933
歳出合計		9,358,633	17,887	9,376,520

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険人間ドック検診委託	令和5年度	千円 1,470

介護保険事業
特別会計予算書

議案第73号

令和4年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度島田市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,021千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,486,459千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		1,678,530	△2,021	1,676,509
	1 一般会計繰入金	1,460,773	△2,271	1,458,502
	2 基金繰入金	217,757	250	218,007
歳入合計		9,488,480	△2,021	9,486,459

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		232,151	△2,271	229,880
	1 総務管理費	184,931	△2,271	182,660
6 諸支出金		95,172	250	95,422
	1 償還金及び還付加算金	95,146	250	95,396
歳出合計		9,488,480	△2,021	9,486,459

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
高齢者配食サービス事業委託	令和5年度	千円 16,740

介護サービス事業
特別会計予算書

議案第74号

令和4年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度島田市の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,458千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,736千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,084	2,923	4,007
	1 一般会計繰入金	1,084	2,923	4,007
4 繰越金		1	2,264	2,265
	1 繰越金	1	2,264	2,265
6 県支出金		0	271	271
	1 県補助金	0	271	271
歳入合計		76,278	5,458	81,736

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		68,507	5,458	73,965
	1 総務管理費	68,507	5,458	73,965
歳出合計		76,278	5,458	81,736

水道事業会計
予算書

議案第75号

令和4年度島田市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度島田市の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度島田市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,254,694千円	282千円	1,254,976千円
第2項 営業外収益	92,202千円	282千円	92,484千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,235,680千円	27,728千円	1,263,408千円
第1項 営業費用	1,187,248千円	27,728千円	1,214,976千円

令和4年11月24日提出

島田市長 染 谷 絹 代

病院事業会計
予算書

(第3号)

議案第76号

令和4年度島田市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和4年度島田市の病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（重要な資産の取得）

第2条 令和4年度島田市病院事業会計予算第12条に定めた重要な資産の取得に次のとおり追加する。

種 類	名 称	数 量
医療器械器具	デジタルX線透視撮影システム	一式

令和4年11月24日提出

島田市長 染 谷 絹 代

病 院 事 業 会 計
予 算 書

(第4号)

議案第77号

令和4年度島田市病院事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和4年度島田市の病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度島田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
2 患者数			
(1) 外来患者数			
1日平均患者数	850人	20人	870人
延患者数	206,550人	4,860人	211,410人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 病院事業収益	13,460,098千円	616,074千円	14,076,172千円
第1項 医業収益	12,447,302千円	615,345千円	13,062,647千円
第3項 看護専門学校収益	140,119千円	729千円	140,848千円
	支 出		
第1款 病院事業費用	15,644,791千円	665,857千円	16,310,648千円
第1項 医業費用	14,792,834千円	665,128千円	15,457,962千円
第3項 看護専門学校費用	140,119千円	729千円	140,848千円

（たな卸資産の購入限度額）

第4条 予算第11条に定めたたな卸資産の購入限度額を次のとおり改める。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
たな卸資産購入限度額	3,900,000千円	400,000千円	4,300,000千円

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

公共下水道事業会計
予 算 書

議案第78号

令和4年度島田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度島田市の公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度島田市公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	705,136千円	5,900千円	711,036千円
第2項 営業外収益	525,017千円	5,900千円	530,917千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	716,401千円	5,900千円	722,301千円
第1項 営業費用	625,699千円	5,900千円	631,599千円

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

条 例 そ の 他

島田市職員の降給に関する条例について

島田市職員の降給に関する条例を次のとおり定める。

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市職員の降給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員（島田市職員の給与に関する条例（平成17年島田市条例第40号）第3条第1項の給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を定めるものとする。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の規則で定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2人によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の規則で定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合
(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の規則で定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(通知書の交付)

第5条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(受診命令に従う義務)

第6条 職員は、第3条第1号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 島田市職員の給与に関する条例（平成17年島田市条例第40号）附則第27項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに島田市職員の給与に関する条例附則第27項の規定による降給とする」とする。

3 第5条の規定は、島田市職員の給与に関する条例附則第27項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することになった旨の通知を行うものとする。

4 島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年島田市条例第7号）第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の適用を受ける職員の降給については、この条例の規定の例による。

島田市職員の高齢者部分休業に関する条例について

島田市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のとおり定める。

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 任命権者は、第3項に規定する年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が同項に規定する年齢に達した日後の最初の4月1日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（島田市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年島田市条例第22号）第3条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる。

2 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

3 地方公務員法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、島田市職員の給与に関する条例（平成17年島田市条例第40号）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当、管理職手当及び特殊勤務手当（規則で定めるものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を島田市職員の退職手当に関する条例（平成17年島田市条例第44号）第7条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び島田市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年島田市条例第 号）第4条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び島田市職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とす

る。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合で、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(島田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

2 島田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年島田市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「ことをいう。）」の次に「、高齢者部分休業（当該職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）」を加える。

(島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年島田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「ことをいう。）」の次に「、高齢者部分休業（当該職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）」を加える。

議案第81号

島田市議会議員及び島田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

島田市議会議員及び島田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市議会議員及び島田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

島田市議会議員及び島田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成17年島田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の島田市議会議員及び島田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される島田市議会議員及び島田市長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

島田市職員の給与に関する条例（平成17年島田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「宿日直手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第4条第3項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第6項中「同項中「4号給」とあるのは、「2号給）」を「当該職員の年齢が56歳以上60歳未満の場合にあっては、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とし、60歳以上の場合にあっては、同項中「4号給」とあるのは「0号給）」に改める。

第4条の2を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第4条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第10条第1項中「以下」の次に「この項において」を加え、同条第2項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第15条の3の次に次の1条を加える。

（管理職員特別勤務手当）

第15条の4 第7条の2第1項の規定により規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条若しくは第5条に規定する週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手

当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の4第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の6の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第8条から第9条の3まで」を「第4条、第8条、第9条及び第9条の3」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

27 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第29項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

28 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

(2) 島田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年島田市条例第 号）による改正前の島田市職員の定年等に関する条例（平成17年島田市条例第22号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

(3) 島田市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 島田市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

- 29 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第31項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第27項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第27項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 30 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 31 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第27項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第29項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 32 附則第29項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第27項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 33 附則第27項から前項までに定めるもののほか、附則第27項の規定による給料月額、附則第29項の規定による給料その他附則第27項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1の行政職給料表の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		150,700	187,700	215,200	243,900	255,200	274,600	289,700	315,100
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	150,700	187,700	215,200	243,900	255,200	274,600	289,700	315,100

に改める。

別表第2の医療職給料表（一）の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

に改め、別表第2の医療職給料表（二）の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

に改め、別表第2の医療職給料表（三）の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

に改める。

別表第3の教育職給料表の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員	282,800	293,800	315,700	399,700	534,100
-------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任 用短時間勤 務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
	282,800	293,800	315,700	399,700	534,100

に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の島田市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第27項から第33項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第3条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される島田市職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、島田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年島田市条例第27号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年

前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される島田市職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、島田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第17条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 新給与条例第4条、第8条、第9条及び第9条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（その他の経過措置の規則への委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

島田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について

島田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(島田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 島田市職員の退職手当に関する条例(平成17年島田市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項中「含む」の次に「。第10条第2項において「勤務日数」という」を、「18日」の次に「(1月間の日数(島田市の休日を定める条例(平成17年島田市条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)」を、「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額(以下)」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「とする」を「とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入し

ない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあっては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあっては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第18項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第28項から第36項まで」を加える。

附則第19項中「第5条の2」の次に「及び附則第31項」を加える。

附則第20項中「第5条」の次に「又は附則第29項」を加える。

附則第23項中「附則第19項」を「附則第18項」に改める。

附則第25項を次のように改める。

- 25 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。」とする。

附則に次の9項を加える。

- 28 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第28

項」とする。

- 29 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第29項」とする。
- 30 前2項の規定は、島田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年島田市条例第 号）による改正前の島田市職員の定年等に関する条例（平成17年島田市条例第22号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員（以下「医療業務従事職員」という。）が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 31 給与条例附則第27項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 32 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第30項に規定する医療業務従事職員（以下「医療業務従事職員」という。）以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（医療業務従事職員以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 33 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

医療業務従事職員以外の者	60歳
医療業務従事職員	65歳

- 34 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは

「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

35 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第33項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第33項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

36 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第33項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（島田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 島田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年島田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、新条例」を「、島田市職員の退職手当に関する条例」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中島田市職員の退職手当に関する条例第2条第2項（「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える部分を除く。）、第10条第2項、第4項及び第11項の改正規定並びに附則第25項の改正規定並びに次項、附則第3項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の島田市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第4項及び附則第5項の規定は令和4年7月1日から、新条例

第2条第2項、第10条第2項及び附則第25項の規定は同年10月1日から適用する。
(経過措置)

- 3 新条例第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 4 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する新条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。
- 5 新条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

島田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

島田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

島田市職員の定年等に関する条例（平成17年島田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「よる欠員を容易に補充することができないとき」を「よる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、島田市職員の給与に関する条例（平成17年島田市条例第40号）第7条の2第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職、島田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年島田市条例第164号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及び島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年島田市条例第4号）第5条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職（これらの職のうち島田市立総合医療センターにおいて医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限

り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等をする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該勤務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職（島田市立総合医療センターの職員については、企業管理規程で定める職）をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に

属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市を構成団体とする規則で定める

組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、島田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年島田市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、当該職員の定年は、年齢65年とする。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

7 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

(島田市定年退職者等の再任用に関する条例の廃止)

第2条 島田市定年退職者等の再任用に関する条例（平成17年島田市条例第19号）は、廃止する。

(勤務延長に関する経過措置)

第3条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の島田市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の島田市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第7条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲

内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更

新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（新条例第13条に規定する組合をいう。次項及び附則第7条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第11条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第9条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第10条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第4条から第7条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第11条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第12条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（島田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第13条 島田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年島田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「減給」の次に「の期間」を加え、同条第2項中「額は、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額額の10分の3に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(島田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第14条 島田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成17年島田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 島田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(島田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第15条 島田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年島田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号及び第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(島田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、前条の規定による改正後の島田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(島田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第17条 島田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年島田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第15条の表第4条の2第1項の項を削り、同表第10条第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条の表第10条第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第17条の6（見出しを含む。）の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第19条の2の項を削る。

第22条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第23条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（島田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第18条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）を行う職員に対する島田市職員の給与に関する条例（平成17年島田市条例第40号）附則第27項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「」に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（島田市職員互助会条例の一部改正）

第19条 島田市職員互助会条例（平成17年島田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

（島田市職員互助会条例の一部改正に伴う経過措置）

第20条 令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員であって新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、前条の規定による改正後の島田市職員互助会条例の規定を適用する。

（島田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第21条 島田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年島田市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（島田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第22条 島田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成23年島田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」へ改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものその他これ」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された者その他これら」に改める。

（島田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第23条 令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員であって新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項

に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、前条の規定による改正後の島田市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定を適用する。

島田市手数料条例の一部を改正する条例について

島田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市手数料条例の一部を改正する条例

島田市手数料条例（平成17年島田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表9の項中「450円」の次に「（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。）を利用して、多機能端末機（民間事業者が設置する端末機で、市の電子計算機と電気通信回線で接続されたものをいう。以下同じ。）に必要な事項を入力することにより証明書の交付を受ける場合にあっては、1通につき350円）」を加え、同表16の項中「300円」の次に「（個人番号カードを利用して、多機能端末機に必要な事項を入力することにより住民票又は戸籍の附票の写しの交付を受ける場合にあっては、1通につき200円）」を加え、同表23の項中「300円」の次に「（個人番号カードを利用して、多機能端末機に必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を受ける場合にあっては、1通につき200円）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

島田市手数料条例の一部を改正する条例について

島田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市手数料条例の一部を改正する条例

島田市手数料条例（平成17年島田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表60の項中「第5項」を「第7項」に改め、「基づく長期優良住宅建築等計画」の次に「及び長期優良住宅維持保全計画」を加え、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に、「9戸」を「10戸」に改め、「41,000円」の次に「、11戸以上のものは1棟につき67,000円」を、「183,000円」の次に「、11戸以上のものは1棟につき359,000円」を、「60,000円」の次に「、11戸以上のものは1棟につき99,000円」を、「273,000円」の次に「、11戸以上のものは1棟につき538,000円」を加え、同表61の項中「基づく長期優良住宅建築等計画」の次に「及び長期優良住宅維持保全計画」を加え、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に、「9戸」を「10戸」に改め、「33,000円」の次に「、11戸以上のものは1棟につき51,000円」を、「104,000円」の次に「、11戸以上のものは1棟につき197,000円」を、「48,000円」の次に「、11戸以上のものは1棟につき75,000円」を、「155,000円」の次に「、11戸以上のものは1棟につき295,000円」を加え、同表備考4中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同表備考5中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第87号

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

島田市国民健康保険税条例（平成18年島田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第8項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の島田市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

島田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島田市
病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
について

島田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島田市病院事業職
員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島田市
病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
(島田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 島田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年島田
市条例第164号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同条第3
項中「宿日直手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

(管理職員特別勤務手当)

第12条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給さ
れる職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務
時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)又は休日等(次項において「週休日
等」という。)において勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急
の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の
勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を
支給する。

第15条第6項中「再任用職員及び」及び「、その者が退職の際勤務していた当該
地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢
継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改める。

第23条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同
条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは
第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

(島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成23年島田市条
例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同条第3

項中「宿日直手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第14条の次に次の1条を加える。

(管理職員特別勤務手当)

第14条の2 管理職員特別勤務手当は、第5条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）又は休日等（次項において「週休日等」という。）において勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第17条第6項中「再任用職員及び」及び「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改める。

第25条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第7条」を「第8条」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、島田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第15条の規定は、適用しない。

3 地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、第8条及び第17条の規定は、適用しない。

議案第89号

指定管理者の指定について

島田市川根介護予防拠点施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

管理を行わせようとする施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
島田市川根介護予防拠点施設	島田市川根町家山382番地の1	株式会社川根力	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第90号

指定管理者の指定について

島田市地域交流センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

管理を行わせようとする施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
島田市地域交流センター	島田市本通五丁目2番の2	株式会社まちづくり島田	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第91号

指定管理者の指定について

島田市川根文化センターチャリム21の指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

管理を行わせようとする施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
島田市川根文化センターチャリム21	島田市川根町家山 1173番地の1	特定非営利活動法人NPOまちづくり川根の会	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第92号

指定管理者の指定について

中央公園ほか6施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

管理を行わせようとする施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
中央公園	神奈川県小田原市堀之内458番地	しまだローズパートナーズ 代表企業 株式会社スポーツプラザ報徳	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
中央公園ミニ鉄道施設			
島田市ばらの丘公園			
島田市総合スポーツセンター			
中央公園庭球場			
中央公園親子プール			
島田市伊太庭球場			

議案第93号

指定管理者の指定について

しまだ楽習センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

管理を行わせようとする施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
しまだ楽習センター	静岡市葵区鷹匠二丁目23番9号	静岡ビル保善株式会社	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第94号

指定管理者の指定について

島田市野外活動センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

管理を行わせようとする施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
島田市野外活動センター 山の家	島田市金谷東一丁目1235番地の1	西東石油株式会社	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第95号

指定管理者の指定について

島田市山村都市交流センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年11月24日提出

島田市長 染谷 絹代

管理を行わせようとする施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
島田市山村都市交流センターささま	島田市川根町笹間上394番地	企業組合くれば	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

一 般 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	7,751,826	137,926	7,889,752
16 県支出金	3,178,833	△29,145	3,149,688
18 寄附金	235,108	19,809	254,917
20 繰越金	1,330,445	175,205	1,505,650
21 諸収入	1,058,012	2,000	1,060,012
22 市債	6,946,100	1,500	6,947,600
歳入合計	47,281,855	307,295	47,589,150

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 議会費	219,954	72	220,026				72
2 総務費	9,114,617	93,684	9,208,301	69,884			23,800
3 民生費	14,838,508	△30,410	14,808,098	△21,845	△8,500		△65
4 衛生費	5,967,702	15,841	5,983,543	1,291			14,550
6 農林業費	962,900	25,314	988,214	41,298			△15,984
7 商工費	1,096,968	2,476	1,099,444	10,408		2,000	△9,932
8 土木費	3,600,911	46,535	3,647,446	113	10,000		36,422
9 消防費	1,509,868	24,317	1,534,185				24,317
10 教育費	4,890,926	57,186	4,948,112	7,632			49,554
11 災害復旧費	499,200	72,280	571,480				72,280
歳出合計	47,281,855	307,295	47,589,150	108,781	1,500	2,000	195,014

2 歳 入

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	1,017,933	128,018	1,145,951
2 民生費国庫補助金	890,838	9,908	900,746
計	3,005,629	137,926	3,143,555

(款)16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費県補助金	601,660	△33,600	568,060
3 衛生費県補助金	21,368	1,291	22,659
4 農林業費県補助金	171,856	1,298	173,154
計	1,098,050	△31,011	1,067,039

(款)16 県支出金

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費委託金	171,308	1,866	173,174
計	191,889	1,866	193,755

(款)18 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費寄附金	233,860	19,809	253,669
計	235,108	19,809	254,917

(款)20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1,330,445	175,205	1,505,650
計	1,330,445	175,205	1,505,650

(款)21 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
3 雑入	842,254	2,000	844,254
計	852,616	2,000	854,616

(款)22 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生債	12,500	△8,500	4,000
4 土木債	915,200	10,000	925,200
計	6,946,100	1,500	6,947,600

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	128,018	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 128,018
1 社会福祉費補助金	547	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金 547
2 児童福祉費補助金	9,361	保育所等整備交付金 9,361

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費補助金	△33,600	介護サービス提供体制整備促進事業費補助金 △33,600
1 保健衛生費補助金	1,291	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金 1,291
1 農業費補助金	1,298	農業委員会交付金等 555 水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金 743

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 選挙費委託金	1,866	県議会議員選挙費委託金 1,866

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費寄附金	19,809	ふるさと寄附金 19,809

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	175,205	前年度繰越金 175,205

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 商工雑入	2,000	金券一般販売売払収入 2,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 児童福祉債	△8,500	社会福祉施設整備事業債（保育園） △8,500
2 河川債	10,000	緊急自然災害防止対策事業債（河川改修） 10,000

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	219,954	72	220,026				72
計	219,954	72	220,026				72

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	1,945,604	△10,360	1,935,244				△10,360
4 地域振興費	237,939	9,871	247,810				9,871
10 財産管理費	168,456	7,079	175,535				7,079
20 ふるさと応援基金費	116,915	9,905	126,820				9,905
計	7,676,702	16,495	7,693,197				16,495

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 税務総務費	222,515	△4,846	217,669				△4,846
計	427,210	△4,846	422,364				△4,846

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民基本台帳費	502,600	81,348	583,948	68,018			13,330
計	502,600	81,348	583,948	68,018			13,330

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	342	2 職員給与費	72
3 職員手当等	△425	一般職	72
4 共済費	155		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△12,296	2 職員給与費	△10,360
3 職員手当等	4,785	一般職	△10,360
4 共済費	△2,849		
10 需用費	6,538	7 ふるさと寄附金推進事業	9,871
11 役務費	△422	ふるさと寄附金推進事業	9,871
12 委託料	3,755		
10 需用費	7,079	2 庁舎等管理費	7,079
		庁舎等管理経費	4,786
		金谷南支所等管理経費	1,096
		金谷北支所等管理経費	607
		川根支所等管理経費	590
24 積立金	9,905	1 ふるさと応援基金積立金	9,905
		ふるさと応援基金新規積立金	9,905

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△4,043	1 職員給与費	△4,846
3 職員手当等	1,032	一般職	△4,846
4 共済費	△1,835		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△3,886	1 職員給与費	△6,582
3 職員手当等	△988	一般職	△6,582
4 共済費	△1,708	2 戸籍住民基本台帳費	630
11 役務費	630	戸籍住民基本台帳事務費	630
12 委託料	87,300	5 新型コロナウイルス感染症対策事業	87,300
		自治体マイナポイント事業	87,300

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 選挙管理委員会費	18,148	△980	17,168				△980
4 県議会議員選挙費	9,882	1,866	11,748	1,866			
計	73,268	886	74,154	1,866			△980

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 監査委員費	34,539	△199	34,340				△199
計	34,539	△199	34,340				△199

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	350,898	△8,704	342,194				△8,704
3 老人福祉費	388,110	△31,781	356,329	△32,153			372
7 国民健康保険費	672,766	8,584	681,350				8,584
8 介護保険費	1,460,773	△2,271	1,458,502				△2,271
9 介護サービス費	1,084	2,923	4,007				2,923
12 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費	509,498	547	510,045	547			
計	6,675,243	△30,702	6,644,541	△31,606			904

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	731,610	△6,962	724,648				△6,962

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△584	2 職員給与費	△980
3 職員手当等	413	一般職	△980
4 共済費	△809		
3 職員手当等	1,866	2 職員給与費	1,866
		一般職	1,866

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△404	2 職員給与費	△199
3 職員手当等	152	一般職	△199
4 共済費	53		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△3,286	2 職員給与費	△8,704
3 職員手当等	△2,925	一般職	△8,704
4 共済費	△2,493		
18 負担金、補助及び交付金	△31,781	4 在宅福祉サービス事業	517
		老人デイサービスセンター管理運営経費	517
		6 老人保護措置事業	1,225
		養護老人ホームぎんもくせい管理運営経費	1,225
		7 老人福祉施設運営事業	77
		介護予防拠点施設管理運営経費	77
		8 老人福祉施設整備事業	△33,600
		介護サービス提供体制整備促進事業費補助金	△33,600
27 繰出金	8,584	1 国民健康保険事業特別会計繰出金	8,584
		国民健康保険事業特別会計事務費等繰出金	8,584
27 繰出金	△2,271	1 介護保険事業特別会計繰出金	△2,271
		介護保険事業特別会計職員給与費等繰出金	△2,271
27 繰出金	2,923	1 介護サービス事業特別会計繰出金	2,923
		介護サービス事業特別会計繰出金	2,923
3 職員手当等	547	2 職員給与費	547
		一般職	547

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△4,939	2 職員給与費	△6,962
3 職員手当等	△317	一般職	△6,962

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 児童福祉施設費	363,222	△767	362,455	9,761	△8,500		△2,028
8 少子化対策費	14,438	2,294	16,732				2,294
計	6,827,354	△5,435	6,821,919	9,761	△8,500		△6,696

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 生活保護総務費	55,385	5,727	61,112				5,727
計	720,792	5,727	726,519				5,727

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	338,955	816	339,771				816
3 感染症予防費	1,109,175	1,939	1,111,114	1,291			648
9 水道費	135,868	288	136,156				288
10 病院費	1,928,528	729	1,929,257				729
計	3,903,567	3,772	3,907,339	1,291			2,481

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 清掃総務費	240,325	△14,960	225,365				△14,960
3 田代環境プラザ 運営費	1,200,699	13,777	1,214,476				13,777
5 住宅団地汚水処 理場費	30,624	1,720	32,344				1,720

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共済費	△1,706	
18 負担金、補助及び 交付金	△767	2 こども館運営事業 504 こども館管理運営経費 504 5 民間保育所助成事業 △1,271 民間保育所施設整備助成事業 △1,271
19 扶助費	2,294	1 不妊治療等助成事業 2,294 特定不妊治療費助成事業 2,294

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	3,773	1 職員給与費 5,727 一般職 5,727
3 職員手当等	1,202	
4 共済費	752	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	215	1 職員給与費 △3,227 一般職 △3,227
3 職員手当等	△785	
4 共済費	△2,657	6 保健福祉センター管理費 4,043 保健福祉センター管理経費 4,043
10 需用費	4,043	
11 役務費	56	4 新型コロナウイルス感染症対策事業 1,939 自宅療養者支援事業 1,939
12 委託料	1,883	
18 負担金、補助及び 交付金	288	2 水道事業会計繰出金 282 児童手当負担分 282 3 大井上水道企業団負担金 6 児童手当負担分 6
18 負担金、補助及び 交付金	729	1 病院事業会計繰出金 729 看護専門学校運営分 729

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△8,402	1 職員給与費 △14,960 一般職 △14,960
3 職員手当等	△3,716	
4 共済費	△2,842	
2 給料	966	1 職員給与費 1,708 一般職 1,708
3 職員手当等	532	
4 共済費	210	3 田代環境プラザ運営事業 12,069 ガス化溶融施設管理運営経費 12,069
10 需用費	12,069	
10 需用費	1,720	1 住宅団地汚水処理場運営事業 1,720 伊太住宅団地第一汚水処理場管理経費 794

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 し尿処理費	209,515	11,532	221,047				11,532
計	2,064,135	12,069	2,076,204				12,069

(款) 6 農林業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 農業委員会費	13,385	555	13,940	555			
2 農業総務費	185,771	△6,564	179,207				△6,564
3 農業振興費	95,247	30,743	125,990	40,743			△10,000
計	679,509	24,734	704,243	41,298			△16,564

(款) 6 農林業費

(項) 2 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 林業総務費	23,925	580	24,505				580
計	283,391	580	283,971				580

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 商工総務費	226,973	△20,280	206,693				△20,280
2 商工振興費	332,539	2,522	335,061	394		2,000	128
4 観光費	267,468	1,226	268,694				1,226
5 温泉施設費	99,050	19,008	118,058	10,014			8,994

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		伊太住宅団地第二污水处理場管理経費	305
		月坂住宅団地污水处理場管理経費	621
2 給料	△4,420	1 職員給与費	△4,950
3 職員手当等	△648	一般職	△4,950
4 共済費	118	3 クリーンセンター運営事業	16,482
10 需用費	16,482	クリーンセンター管理運営経費	16,482

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役務費	19	2 農業委員会事務費	555
13 使用料及び賃借料	71	農業委員会事務費	555
17 備品購入費	465		
2 給料	△4,244	1 職員給与費	△6,564
3 職員手当等	△827	一般職	△6,564
4 共済費	△1,493		
12 委託料	743	2 農業振興事業	30,743
18 負担金、補助及び 交付金	30,000	水田農業経営所得安定対策推進事業	743
		肥料価格高騰対策事業	30,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	366	1 職員給与費	580
3 職員手当等	217	一般職	580
4 共済費	△3		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△12,509	1 職員給与費	△20,280
3 職員手当等	△3,142	一般職	△20,280
4 共済費	△4,629		
12 委託料	22	1 商工振興事務費	2,022
18 負担金、補助及び 交付金	2,500	商工振興事務費	2,022
		3 まちなか交流創出事業	500
		地域交流センター管理運営経費	380
		しまだ音楽広場管理運営経費	120
10 需用費	1,226	3 観光施設管理費	1,226
		観光施設管理経費	1,226
10 需用費	5,234	2 田代の郷温泉運営事業	5,625
14 工事請負費	1,241	田代の郷温泉管理運営経費	5,625

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	1,096,968	2,476	1,099,444	10,408		2,000	△9,932

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 土木総務費	330,101	10,215	340,316				10,215
計	330,101	10,215	340,316				10,215

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 道路橋りょう総務費	186,257	15,166	201,423				15,166
計	1,572,974	15,166	1,588,140				15,166

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 河川総務費	9,096	300	9,396				300
2 河川維持改良費	235,806	10,000	245,806		10,000		
計	244,902	10,300	255,202		10,000		300

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 都市計画総務費	159,611	△8,644	150,967				△8,644
4 公園管理費	174,468	2,893	177,361	113			2,780

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助及び 交付金	12,533	3 川根温泉運営事業	6,576
		川根温泉管理運営経費	6,576
		4 川根温泉ホテル運営事業	5,566
		川根温泉ホテル管理運営経費	5,566
		5 川根温泉メタンガス利活用事業	1,241
		川根温泉メタンガス利活用事業	1,241

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	5,924	1 職員給与費	10,215
3 職員手当等	4,311	一般職	10,215
4 共済費	△20		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	15,166	1 道路施設管理費	15,166
		道路施設管理経費	15,166

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	300	1 河川管理経費	300
		河川管理経費	300
14 工事請負費	10,000	3 急傾斜地崩壊対策事業	10,000
		急傾斜地崩壊対策事業	10,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△1,332	2 職員給与費	△8,644
3 職員手当等	△4,888	一般職	△8,644
4 共済費	△2,424		
2 給料	2,176	1 職員給与費	2,748
3 職員手当等	156	一般職	2,748
4 共済費	416	2 公園施設管理費	145
18 負担金、補助及び 交付金	145	ばらの丘公園管理運営経費	145

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 公共下水道費	573,887	5,900	579,787				5,900
計	1,234,713	149	1,234,862	113			36

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 住宅総務費	57,722	10,705	68,427				10,705
計	218,221	10,705	228,926				10,705

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 防災費	198,407	24,317	222,724				24,317
計	1,509,868	24,317	1,534,185				24,317

(款)10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 事務局費	193,680	△4,565	189,115				△4,565
3 教育研究推進費	251,294	1,873	253,167				1,873
計	561,618	△2,692	558,926				△2,692

(款)10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	654,409	14,023	668,432				14,023
計	1,716,905	14,023	1,730,928				14,023

(款)10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	323,548	2,546	326,094				2,546

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助及び 交付金	5,900	1 公共下水道事業会計繰出金 公共下水道事業分	5,900 5,900

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	7,223	1 職員給与費 一般職	10,705 10,705
3 職員手当等	1,237		
4 共済費	2,245		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	10,865	2 職員給与費 一般職 水防配備職員	24,317 23,117 1,200
3 職員手当等	9,719		
4 共済費	3,733		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△1,510	1 職員給与費 特別職 一般職	△4,565 △1,362 △3,203
3 職員手当等	△1,512		
4 共済費	△1,543		
8 旅費	1,873	2 職員給与費 会計年度任用職員	1,873 1,873

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	△2,814	1 職員給与費 一般職 会計年度任用職員	△4,891 △1,398 △3,493
2 給料	△1,007		
3 職員手当等	△1,555		
4 共済費	485	2 小学校運営事業 小学校運営経費	18,914 18,914
10 需用費	18,914		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	2,182	1 職員給与費	△7,998

(款)10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	417,954	2,546	420,500				2,546

(款)10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会教育総務費	463,929	10,663	474,592				10,663
4 公民館費	127,817	5,167	132,984				5,167
5 図書館費	89,410	4,101	93,511				4,101
6 博物館費	45,529	981	46,510				981
8 文化事業費	182,417	3,627	186,044	2,892			735
9 楽習センター費	27,650	219	27,869	172			47
10 野外活動センター費	12,917	723	13,640	575			148
11 山村都市交流センター費	25,789	77	25,866	59			18
計	1,050,093	25,558	1,075,651	3,698			21,860

(款)10 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健体育総務費	279,357	323	279,680				323
2 体育施設費	197,406	4,925	202,331	3,934			991
3 給食費	658,107	12,503	670,610				12,503
計	1,134,870	17,751	1,152,621	3,934			13,817

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△6,287	一般職	△11,066
3 職員手当等	△2,231	会計年度任用職員	3,068
4 共済費	△1,784	2 中学校運営事業	10,544
8 旅費	122	中学校運営経費	10,544
10 需用費	10,544		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	6,425	2 職員給与費	10,663
3 職員手当等	3,886	一般職	10,663
4 共済費	352		
10 需用費	5,167	2 公民館運営事業	5,167
		公民館施設管理運営経費	5,167
10 需用費	4,101	6 交流拠点施設運営事業	4,101
		交流拠点施設管理運営経費	4,101
10 需用費	981	3 博物館運営事業	981
		博物館施設管理運営経費	981
18 負担金、補助及び 交付金	3,627	2 文化施設運営事業	3,627
		文化施設管理運営経費	3,627
18 負担金、補助及び 交付金	219	1 楽習センター運営事業	219
		楽習センター管理運営経費	219
18 負担金、補助及び 交付金	723	1 野外活動センター運営事業	723
		野外活動センター管理運営経費	723
18 負担金、補助及び 交付金	77	1 山村都市交流センター運営事業	77
		山村都市交流センター管理運営経費	77

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△25	2 職員給与費	323
3 職員手当等	835	一般職	323
4 共済費	△487		
18 負担金、補助及び 交付金	4,925	3 社会体育施設運営事業	4,925
		総合スポーツセンター等管理運営経費	4,590
		横井運動場公園・大井川緑地等管理運営経費	335
10 需用費	12,503	2 学校給食運営事業	12,503
		学校給食運営経費	12,503

(款)11 災害復旧費

(項) 1 農林業施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 農林業施設災害復旧費	117,200	69,200	186,400				69,200
計	117,200	69,200	186,400				69,200

(款)11 災害復旧費

(項) 3 文教施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会教育施設災害復旧費	0	3,080	3,080				3,080
計	0	3,080	3,080				3,080

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	5,600	1 農林業施設災害復旧事業 69,200
11 役務費	38,600	農業用施設災害復旧事業 16,600
12 委託料	6,000	林業用施設災害復旧事業 52,600
14 工事請負費	19,000	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	3,080	1 社会教育施設災害復旧事業 3,080
		社会教育施設災害復旧事業 3,080

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	4	0	35,352	13,440 4.30	0	48,792	8,699	57,491	
	議 員	20	90,300	0	28,125 3.25	0	118,425	28,854	147,279	
	その他の 特別職	43	15,264	0	0	0	15,264	0	15,264	
	計	67	105,564	35,352	41,565	0	182,481	37,553	220,034	
補 正 前	長 等	4	0	35,352	14,569 4.30	0	49,921	8,932	58,853	
	議 員	20	90,300	0	28,125 3.25	0	118,425	28,854	147,279	
	その他の 特別職	43	15,264	0	0	0	15,264	0	15,264	
	計	67	105,564	35,352	42,694	0	183,610	37,786	221,396	
比 較	長 等	0	0	0	△ 1,129 0.00	0	△ 1,129	△ 233	△ 1,362	
	議 員	0	0	0	0 0.00	0	0	0	0	
	その他の 特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	△ 1,129	0	△ 1,129	△ 233	△ 1,362	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(530) 671	586,860	2,511,115	1,994,939	5,092,914	903,421	5,996,335	
補正前	(529) 675	587,492	2,542,014	1,987,334	5,116,840	923,951	6,040,791	
比 較	(1) △ 4	△ 632	△ 30,899	7,605	△ 23,926	△ 20,530	△ 44,456	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)
	補正後	56,164	55,512	43,569	60,318	9,607	168,140	6,788
	補正前	48,991	60,227	41,855	58,951	10,112	154,918	6,788
	比 較	7,173	△ 4,715	1,714	1,367	△ 505	13,222	0
職員手当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	地域手当 (千円)			
	補正後	631,213	387,824	575,804	0			
	補正前	636,666	392,120	575,804	902			
	比 較	△ 5,453	△ 4,296	0	△ 902			

※職員数は予算積算上の人数

※()内は短時間勤務職員の数(外書き)

※職員手当には、児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(28) 623	0	2,398,802	1,855,482	4,254,284	745,897	5,000,181	
補正前	(27) 627	0	2,429,701	1,847,639	4,277,340	766,750	5,044,090	
比 較	(1) △ 4	0	△ 30,899	7,843	△ 23,056	△ 20,853	△ 43,909	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)
	補正後	56,164	55,512	43,569	56,342	6,729	167,252	4,854
	補正前	48,991	60,227	41,855	54,975	7,234	154,030	4,854
	比 較	7,173	△ 4,715	1,714	1,367	△ 505	13,222	0
の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	地域手当 (千円)			
	補正後	503,833	387,824	573,403	0			
	補正前	509,048	392,120	573,403	902			
	比 較	△ 5,215	△ 4,296	0	△ 902			

※職員数は予算積算上の人数

※()内は短時間勤務職員の数(外書き)

※職員手当には、児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(502) 48	586,860	112,313	139,457	838,630	157,524	996,154	
補正前	(502) 48	587,492	112,313	139,695	839,500	157,201	996,701	
比 較	(0) 0	△ 632	0	△ 238	△ 870	323	△ 547	

区 分	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 手 当	退 職 手 当	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
職員手当 の 内 訳	補正後	3,976	2,878	888	1,934	127,380	2,401
	補正前	3,976	2,878	888	1,934	127,618	2,401
	比 較	0	0	0	0	△ 238	0

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の数（外書き）

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 30,899	その他の 増 減 分	△ 30,899	職員の異動等に伴うもの	
職員手当	7,605	その他の 増 減 分	7,605	管 理 職 手 当 7,173 扶養手当 △ 4,715 住居手当 1,714 通勤手当 1,367 特殊勤務手 当 △ 505 時 間 外 勤 務 手 当 13,222 期末手当 △ 5,453 勤勉手当 △ 4,296 地域手当 △ 902	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	税 務 職	看護保健職	教育職
令和4年 10月1日 現 在	平均給料月額 (円)	309,008	325,006	270,641	306,212	431,450
	平均給与月額 (円)	367,907	379,708	309,830	352,288	512,075
	平均年齢 (歳)	43.0	56.6	36.3	42.6	48.1
令和4年 1月1日 現 在	平均給料月額 (円)	308,201	328,584	268,139	316,000	431,100
	平均給与月額 (円)	356,268	360,901	303,283	352,196	518,975
	平均年齢 (歳)	43.0	56.2	36.1	41.3	47.8

イ 級別職員数

区分	級	一般行政職		技能労務職		税 務 職		看護保健職		教育職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 4年 10月 1日 現在	1級	26	5.1			4	11.4				
	2級	69	13.7			7	20.0	4	26.7		
	3級	(22)139	(100.0)27.5	(4)16	(100.0)25.0	(1)12	(100.0)34.4	(1)4	(100.0)26.7		
	4級	94	18.6	42	65.6	4	11.4	4	26.7		
	5級	78	15.5	6	9.4	4	11.4	1	6.7		
	6級	40	7.9			2	5.7	1	6.7	3	75.0
	7級	48	9.5			2	5.7	1	6.7	1	25.0
	8級	11	2.2								
	計	(22)505	(100.0)100.0	(4)64	(100.0)100.0	(1)35	(100.0)100.0	(1)15	(100.0)100.0	4	100.0
令和 4年 1月 1日 現在	1級	28	5.6			5	13.8				
	2級	69	13.8			8	22.2	4	23.5		
	3級	(22)126	(100.0)25.2	(4)15	(100.0)22.1	(1)11	(100.0)30.6	5	29.4	3	75.0
	4級	109	21.8	47	69.1	4	11.1	3	17.7	1	25.0
	5級	81	16.2	6	8.8	4	11.1	5	29.4		
	6級	33	6.6			2	5.6				
	7級	45	9.0			2	5.6				
	8級	9	1.8								
	計	(22)500	(100.0)100.0	(4)68	(100.0)100.0	(1)36	(100.0)100.0	17	100.0	4	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一 般 行政職	事務員 技術員	書記 技手	主事 技師	主査 主任技師	係長	課長補佐	課長	部長

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	債務負担 行為の限 度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国・県	地方債	その他		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
市民活動中間支援 委託 (令和4年度分)	補正前									
	補正額	2,887		5	2,887					2,887
	補正後	2,887		5	2,887					2,887
複合機連携認証シス テム導入委託 (令和4年度分)	補正前									
	補正額	12,075		5	12,075					12,075
	補正後	12,075		5	12,075					12,075
共用電子複合機賃 借料 (令和4年度分)	補正前									
	補正額	70,436		5~10	70,436					70,436
	補正後	70,436		5~10	70,436					70,436
新庁舎ディスプレイ モニタ等購入 (令和4年度分)	補正前									
	補正額	19,954		5	19,954					19,954
	補正後	19,954		5	19,954					19,954
新庁舎什器備品購 入 (令和4年度分)	補正前									
	補正額	448,679		5	448,679			448,600	79	
	補正後	448,679		5	448,679			448,600	79	
新庁舎移転委託 (令和4年度分)	補正前									
	補正額	47,176		5	47,176					47,176
	補正後	47,176		5	47,176					47,176
県議会議員選挙投 票所駐車場整理委 託 (令和4年度分)	補正前									
	補正額	1,056		5	1,056	1,056				
	補正後	1,056		5	1,056	1,056				
県議会議員選挙掲 示場設置等委託 (令和4年度分)	補正前									
	補正額	5,192		5	5,192	5,192				
	補正後	5,192		5	5,192	5,192				
県議会議員選挙期 日前投票事務委託 (令和4年度分)	補正前									
	補正額	3,036		5	3,036	3,036				
	補正後	3,036		5	3,036	3,036				
コミュニティバス運 行管理委託 (令和4年度分)	補正前									
	補正額	300,000		5	300,000	23,618		30,213	246,169	
	補正後	300,000		5	300,000	23,618		30,213	246,169	

事 項	債務負担 行為の限 度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国・県	地方債	その他	
	千円	年 度	千円	年 度	千円	千円	千円	千円	千円
川根介護予防拠点 施設管理運営委託 (令和4年度分)	補正前								
	補正額	19,500		5~7	19,500				19,500
	補正後	19,500		5~7	19,500				19,500
後期高齢者人間ドク ク検診委託 (令和4年度分)	補正前								
	補正額	291		5	291			255	36
	補正後	291		5	291			255	36
ごみ資源収集運搬 委託 (令和4年度分)	補正前								
	補正額	180,169		5	180,169				180,169
	補正後	180,169		5	180,169				180,169
クリーンセンター汚泥 運搬車両購入 (令和4年度分)	補正前								
	補正額	12,000		5~6	12,000				12,000
	補正後	12,000		5~6	12,000				12,000
地域交流センター管 理運営委託 (令和4年度分)	補正前								
	補正額	54,300		5~9	54,300				54,300
	補正後	54,300		5~9	54,300				54,300
中央公園等管理運 営委託 (令和4年度分)	補正前								
	補正額	264,500		5~7	264,500				264,500
	補正後	264,500		5~7	264,500				264,500
都市公園等管理委 託 (令和4年度分)	補正前								
	補正額	59,510		5	59,510				59,510
	補正後	59,510		5	59,510				59,510
スクールバス運行管 理委託 (令和4年度分)	補正前								
	補正額	39,171		5	39,171				39,171
	補正後	39,171		5	39,171				39,171
川根文化センター チャリム21管理運営 委託 (令和4年度分)	補正前								
	補正額	172,439		5~9	172,439				172,439
	補正後	172,439		5~9	172,439				172,439
しまだ楽習センター 管理運営委託 (令和4年度分)	補正前								
	補正額	12,600		5	12,600				12,600
	補正後	12,600		5	12,600				12,600

事 項		債務負担 行為の限 度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国・県	地方債	その他	
		千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円	千円
野外活動センター山 の家管理運営委託 (令和4年度分)	補正前									
	補正額	42,000			5~7	42,000				42,000
	補正後	42,000			5~7	42,000				42,000
山村都市交流セン ターささま管理運営 委託 (令和4年度分)	補正前									
	補正額	75,900			5~9	75,900				75,900
	補正後	75,900			5~9	75,900				75,900
合 計	補正前	22,653,246		3,425,177		18,327,708	1,030,957	6,922,700	773,353	9,600,698
	補正額	1,842,871				1,842,871	32,902		479,068	1,330,901
	補正後	24,496,117		3,425,177		20,170,579	1,063,859	6,922,700	1,252,421	10,931,599

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元金 償還見込額	
I 普通債	補正前	23,049,173	22,727,351	6,850,300	2,489,065	27,088,586
	補正額			1,500		1,500
	補正後	23,049,173	22,727,351	6,851,800	2,489,065	27,090,086
2. 民生	補正前	168,533	157,387	12,500	31,547	138,340
	補正額			△8,500		△8,500
	補正後	168,533	157,387	4,000	31,547	129,840
6. 土木	補正前	8,665,138	8,674,172	1,381,100	973,851	9,081,421
	補正額			10,000		10,000
	補正後	8,665,138	8,674,172	1,391,100	973,851	9,091,421
合 計	補正前	41,795,385	41,681,333	7,503,000	4,268,467	44,915,866
	補正額			1,500		1,500
	補正後	41,795,385	41,681,333	7,504,500	4,268,467	44,917,366

国民健康保険事業特別会計
予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	735,767	8,584	744,351
6 繰越金	1	9,303	9,304
歳入合計	9,358,633	17,887	9,376,520

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	154,740	8,584	163,324			8,584	
3 事業費納付金	2,404,065	9,222	2,413,287				9,222
5 保健事業費	141,852	81	141,933				81
歳出合計	9,358,633	17,887	9,376,520			8,584	9,303

2 歳 入

(款) 5 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	672,766	8,584	681,350
計	672,766	8,584	681,350

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	1	9,303	9,304
計	1	9,303	9,304

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	136,465	8,584	145,049			8,584	
計	140,190	8,584	148,774			8,584	

(款) 3 事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 介護納付金分	185,853	9,222	195,075				9,222
計	185,853	9,222	195,075				9,222

(款) 5 保健事業費

(項) 1 保健事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健衛生普及費	141,852	81	141,933				81
計	141,852	81	141,933				81

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 事務費等繰入金	8,584	事務費等繰入金	8,584

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 前年度繰越金	9,303	前年度繰越金	9,303

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	4,327	1 職員給与費 一般職	8,584 8,584
3 職員手当等	2,607		
4 共済費	1,650		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助及び 交付金	9,222	1 介護納付金分事業費納付金 介護納付金分事業費納付金	9,222 9,222

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	81	1 職員給与費 会計年度任用職員	81 81

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(5) 18	10,392	66,124	35,390	111,906	22,574	134,480	
補正前	(5) 17	10,311	61,797	32,928	105,036	20,924	125,960	
比 較	(0) 1	81	4,327	2,462	6,870	1,650	8,520	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補正後	659	1,434	1,082	1,623	3,200	1	16,334
	補正前	309	1,292	1,370	1,569	3,200	1	15,078
	比 較	350	142	△ 288	54	0	0	1,256
の 内 訳	区 分	勤 勉 手 当 (千円)						
	補正後	11,057						
	補正前	10,109						
	比 較	948						

※職員数は予算積算上の人数

※()内は短時間勤務職員の数(外書き)

※職員手当には、児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0) 18	0	66,124	33,327	99,451	20,382	119,833	
補正前	(0) 17	0	61,797	30,865	92,662	18,732	111,394	
比 較	(0) 1	0	4,327	2,462	6,789	1,650	8,439	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補正後	659	1,434	1,082	1,623	3,200	1	14,271
	補正前	309	1,292	1,370	1,569	3,200	1	13,015
	比 較	350	142	△ 288	54	0	0	1,256
の 内 訳	区 分	勤 勉 手 当 (千円)						
	補正後	11,057						
	補正前	10,109						
	比 較	948						

※職員数は予算積算上の人数

※()内は短時間勤務職員の数(外書き)

※職員手当には、児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(5) 0	10,392	0	2,063	12,455	2,192	14,647	
補正前	(5) 0	10,311	0	2,063	12,374	2,192	14,566	
比 較	(0) 0	81	0	0	81	0	81	

職員手当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)
	補正後	2,063
	補正前	2,063
	比 較	0

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の数（外書き）

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	4,327	その他の 増 減 分	4,327	職員の異動等に伴うもの	
職員手当	2,462	その他の 増 減 分	2,462	管 理 職 手 当 350 扶養手当 142 住居手当 △ 288 通勤手当 54 期末手当 1,256 勤勉手当 948	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	看護保健職
令和4年 10月1日 現在	平均給料月額(円)	301,431	330,600
	平均給与月額(円)	335,693	371,351
	平均年齢(歳)	40.2	44.1
令和4年 1月1日 現在	平均給料月額(円)	294,060	325,800
	平均給与月額(円)	328,897	357,390
	平均年齢(歳)	38.9	43.4

イ 級別職員数

区分	級	一般行政職		看護保健職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年 10月1日 現在	1級	1	6.2		
	2級	2	12.5		
	3級	5	31.3	1	50.0
	4級	4	25.0	1	50.0
	5級	3	18.8		
	6級				
	7級	1	6.2		
	8級				
	計	16	100.0	2	100.0
令和4年 1月1日 現在	1級	1	6.7		
	2級	4	26.6		
	3級	3	20.0	1	50.0
	4級	3	20.0	1	50.0
	5級	3	20.0		
	6級				
	7級	1	6.7		
	8級				
	計	15	100.0	2	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項		債務負担 行為の限 度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国・県	地方債	その他	
		千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円	千円
国民健康保険人間 ドック検診委託 (令和4年度分)	補正前									
	補正額	1,470			5	1,470				1,470
	補正後	1,470			5	1,470				1,470
合 計	補正前	43,991		20,867		22,697				22,697
	補正額	1,470				1,470				1,470
	補正後	45,461		20,867		24,167				24,167

介護保険事業特別会計 予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	1,678,530	△2,021	1,676,509
歳入合計	9,488,480	△2,021	9,486,459

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	232,151	△2,271	229,880			△2,271	
6 諸支出金	95,172	250	95,422				250
歳出合計	9,488,480	△2,021	9,486,459			△2,271	250

2 歳 入

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	1,460,773	△2,271	1,458,502
計	1,460,773	△2,271	1,458,502

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 保険給付等支払準備基金繰入金	217,757	250	218,007
計	217,757	250	218,007

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	184,931	△2,271	182,660			△2,271	
計	184,931	△2,271	182,660			△2,271	

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 第1号被保険者 保険料還付金	2,000	250	2,250				250
計	95,146	250	95,396				250

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 職員給与費等繰入金	△2,271	職員給与費等繰入金 △2,271

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保険給付等支払準備基金繰入金	250	保険給付等支払準備基金繰入金 250

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△1,666	1 職員給与費 △2,271 一般職 △2,563 会計年度任用職員 292
3 職員手当等	△280	
4 共済費	△617	
8 旅費	292	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
22 償還金、利子及び割引料	250	1 過年度過誤納付金還付金 250 過年度過誤納付金還付金 250

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(10) 21	19,266	73,298	42,597	135,161	27,260	162,421	
補正前	(10) 21	19,266	74,964	42,897	137,127	27,877	165,004	
比 較	(0) 0	0	△ 1,666	△ 300	△ 1,966	△ 617	△ 2,583	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補正後	1,568	1,176	1,064	1,859	4,900	1	19,786
	補正前	1,446	1,210	1,608	1,677	5,000	1	19,640
	比 較	122	△ 34	△ 544	182	△ 100	0	146
の 内 訳	区 分	勤 勉 手 当 (千円)						
	補正後	12,243						
	補正前	12,315						
	比 較	△ 72						

※職員数は予算積算上の人数

※()内は短時間勤務職員の数(外書き)

※職員手当には、児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0) 21	0	73,298	38,743	112,041	22,890	134,931	
補正前	(0) 21	0	74,964	39,043	114,007	23,507	137,514	
比 較	(0) 0	0	△ 1,666	△ 300	△ 1,966	△ 617	△ 2,583	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補正後	1,568	1,176	1,064	1,859	4,900	1	15,932
	補正前	1,446	1,210	1,608	1,677	5,000	1	15,786
	比 較	122	△ 34	△ 544	182	△ 100	0	146
	区 分	勤勉手当 (千円)						
補正後	12,243							
補正前	12,315							
比 較	△ 72							

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の数（外書き）

※職員手当には、児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(10) 0	19,266	0	3,854	23,120	4,370	27,490	
補正前	(10) 0	19,266	0	3,854	23,120	4,370	27,490	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

職員手当 の内訳	区 分	期末手当 (千円)
	補正後	3,854
	補正前	3,854
	比 較	0

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の数（外書き）

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 1,666	その他の 増 減 分	△ 1,666	職員の異動等に伴うもの	
職員手当	△ 300	その他の 増 減 分	△ 300	管 理 職 手 当 122 扶 養 手 当 △ 34 住 居 手 当 △ 544 通 勤 手 当 182 時 間 外 勤 務 手 当 △ 100 期 末 手 当 146 勤 勉 手 当 △ 72	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	看護保健職
令和4年 10月1日 現在	平均給料月額(円)	282,476	316,100
	平均給与月額(円)	333,996	369,471
	平均年齢(歳)	36.7	41.9
令和4年 1月1日 現在	平均給料月額(円)	284,306	325,175
	平均給与月額(円)	323,203	376,261
	平均年齢(歳)	37.5	45.6

イ 級別職員数

区分	級	一般行政職		看護保健職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年 10月1日 現在	1級	1	5.9		
	2級	5	29.4		
	3級	5	29.4	2	50.0
	4級			1	25.0
	5級	3	17.6	1	25.0
	6級	1	5.9		
	7級	2	11.8		
	8級				
	計	17	100.0	4	100.0
令和4年 1月1日 現在	1級	2	11.8		
	2級	4	23.5	1	25.0
	3級	5	29.4		
	4級			2	50.0
	5級	3	17.6	1	25.0
	6級	1	5.9		
	7級	2	11.8		
	8級				
	計	17	100.0	4	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職	事務員	書記	主事	主査	係長	課長補佐	課長	部長

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項		債務負担 行為の限 度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国・県	地方債	その他	
		千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円	千円
高齢者配食サービス 事業委託 (令和4年度分)	補正前									
	補正額	16,740			5	16,740	4,779		10,056	1,905
	補正後	16,740			5	16,740	4,779		10,056	1,905
合 計	補正前	87,165		34,834		52,135	4,398		45,944	1,793
	補正額	16,740				16,740	4,779		10,056	1,905
	補正後	103,905		34,834		68,875	9,177		56,000	3,698

介護サービス事業特別会計
予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	1,084	2,923	4,007
4 繰越金	1	2,264	2,265
6 県支出金	0	271	271
歳入合計	76,278	5,458	81,736

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	68,507	5,458	73,965	271		2,923	2,264
歳出合計	76,278	5,458	81,736	271		2,923	2,264

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	1,084	2,923	4,007
計	1,084	2,923	4,007

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	2,264	2,265
計	1	2,264	2,265

(款) 6 県支出金

(項) 1 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費県補助金	0	271	271
計	0	271	271

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	68,507	5,458	73,965	271		2,923	2,264
計	68,507	5,458	73,965	271		2,923	2,264

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1	一般会計繰入金	2,923	一般会計繰入金 2,923

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1	前年度繰越金	2,264	前年度繰越金 2,264

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1	総務管理費補助金	271	訪問看護提供体制充実事業費補助金 271

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1	報酬	85	1 職員給与費 5,458 一般職 5,134 会計年度任用職員 324
2	給料	1,678	
3	職員手当等	2,040	
4	共済費	1,520	
8	旅費	135	

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1) 10	1,754	39,137	19,168	60,059	12,842	72,901	
補正前	(2) 9	1,669	37,459	17,443	56,571	11,322	67,893	
比 較	(△1) 1	85	1,678	1,725	3,488	1,520	5,008	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)	
	補正後	257	1,134	104	945	781	2,240	1	
	補正前	1	668	104	883	780	2,200	1	
	比 較	256	466	0	62	1	40	0	
職員手当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)						
	補正後	8,226	5,480						
	補正前	7,853	4,953						
	比 較	373	527						

※職員数は予算積算上の人数

※()内は短時間勤務職員の数(外書き)

※職員手当には、児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0) 8	0	33,697	17,394	51,091	11,013	62,104	
補正前	(1) 7	0	32,021	15,771	47,792	9,493	57,285	
比 較	(△1) 1	0	1,676	1,623	3,299	1,520	4,819	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)	
	補正後	257	1,134	104	735	696	2,240	1	
	補正前	1	668	104	717	696	2,200	1	
	比 較	256	466	0	18	0	40	0	
の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)						
	補正後	6,747	5,480						
	補正前	6,431	4,953						
	比 較	316	527						

※職員数は予算積算上の人数

※()内は短時間勤務職員の数(外書き)

※職員手当には、児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1) 2	1,754	5,440	1,774	8,968	1,829	10,797	
補正前	(1) 2	1,669	5,438	1,672	8,779	1,829	10,608	
比 較	(0) 0	85	2	102	189	0	189	

職員手当 の 内 訳	区 分	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後	210	85	1,479
	補正前	166	84	1,422
	比 較	44	1	57

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の数（外書き）

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	1,678	その他の 増 減 分	1,678	職員の異動等に伴うもの及び会計年度任用職員の給与決定に伴うもの	
職員手当	1,725	その他の 増 減 分	1,725	管 理 職 手 当 256 扶養手当 466 通勤手当 62 特殊勤務手 当 1 時 間 外 勤 務 手 当 40 期末手当 373 勤勉手当 527	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		看護保健職
令和4年 10月1日 現在	平均給料月額(円)	327,783
	平均給与月額(円)	377,751
	平均年齢(歳)	45.7
令和4年 1月1日 現在	平均給料月額(円)	329,534
	平均給与月額(円)	378,260
	平均年齢(歳)	50.7

イ 級別職員数

区分	級	看護保健職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年 10月1日 現在	1級		
	2級	3	37.5
	3級	3	37.5
	4級	1	12.5
	5級		
	6級	1	12.5
	7級		
	8級		
	計	8	100.0
令和4年 1月1日 現在	1級		
	2級	1	12.5
	3級	5	62.5
	4級		
	5級	2	25.0
	6級		
	7級		
	8級		
	計	8	100.0

水道事業会計
予算に関する説明書

令和4年度島田市水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 水道事業収益			1,254,694	282	1,254,976	
	2 営業外収益		92,202	282	92,484	
		2 他会計補助金	3,735	282	4,017	一般会計補助金の増

支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 水道事業費用			1,235,680	27,728	1,263,408	
	1 営業費用		1,187,248	27,728	1,214,976	
		1 原水及び浄水費	533,096	25,126	558,222	動力費の増
		2 配水及び給水費	130,930	2,482	133,412	手当等及び動力費の増
		5 総係費	53,040	120	53,160	手当等の増

令和4年度 島田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
 (補正前)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 12,605
	未収金の増減額 (△は増加)	13,836
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 706
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 831
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△ 164
	小計	344,724
	利息の支払額	△ 27,847
	業務活動によるキャッシュ・フロー	316,887
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 645,175
	加入分担金による収入	8,182
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 606,793
	資金増加額 (又は減少額)	△ 163,509
	資金期首残高	1,199,515
	資金期末残高	1,036,006

令和4年度 島田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
 (補正後)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 37,562
	未収金の増減額 (△は増加)	17,597
	未払金の増減額 (△は減少)	1,109
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	65
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	35
	小計	326,438
	利息の支払額	△ 27,847
	業務活動によるキャッシュ・フロー	298,601
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 601,332
	加入分担金による収入	8,182
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 562,950
	資金増加額 (又は減少額)	△ 137,952
	資金期首残高	1,547,663
	資金期末残高	1,409,710

令和4年度 島田市水道事業予定損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(補正前)

(単位：千円)

2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	490,792		
(2) 配水及び給水費	125,140		
(5) 総係費	52,478		
(7) 資産減耗費	16,951	1,132,397	
営業損失			75,122
3 営業外収益			
(2) 他会計補助金	3,735		
(4) 雑収益	9,251	91,276	
4 営業外費用			
(2) 雑支出	912	28,759	62,517
経常損失			12,605
当年度純損失			12,605
前年度繰越利益剰余金			84,403
その他未処分利益剰余金変動額			120,000
当年度未処分利益剰余金			191,798

令和4年度 島田市水道事業予定損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(補正後)

(単位：千円)

2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	513,634		
(2) 配水及び給水費	127,417		
(5) 総係費	52,598		
(7) 資産減耗費	16,951	1,157,636	
営業損失			100,361
3 営業外収益			
(2) 他会計補助金	4,017		
(4) 雑収益	9,251	91,558	
4 営業外費用			
(2) 雑支出	912	28,759	62,799
経常損失			37,562
当年度純損失			37,562
前年度繰越利益剰余金			100,372
その他未処分利益剰余金変動額			120,000
当年度未処分利益剰余金			182,810

令和4年度 島田市水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(補正前)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		219,306	
ロ 建物	282,907		
減価償却累計額	<u>△ 147,116</u>	135,791	
ハ 構築物	13,538,428		
減価償却累計額	<u>△ 5,379,450</u>	8,158,978	
ニ 機械及び装置	1,853,511		
減価償却累計額	<u>△ 1,058,432</u>	795,079	
ヘ 工具器具備品	46,326		
減価償却累計額	<u>△ 27,887</u>	18,439	
ト 建設仮勘定		31,181	
有形固定資産合計			9,361,042
(2) 無形固定資産			
無形固定資産合計			<u>512</u>
固定資産合計			<u>9,361,554</u>

2 流動資産

(1) 現金及び預金		1,036,006	
(2) 未収金	201,973		
貸倒引当金	<u>△ 527</u>	201,446	
(3) 貯蔵品		16,424	
流動資産合計			<u>1,253,876</u>
資産合計			<u><u>10,615,430</u></u>

負 債 の 部

3 固定負債		
(1) 企業債	3,100,967	
(3) 長期預り金	1,000	
固定負債合計		3,102,252
4 流動負債		
(2) 未払金	273,407	
(4) 預り金	27,306	
流動負債合計		528,567
5 繰延収益		
(1) 長期前受金	3,176,270	
収益化累計額	△ 1,426,111	
繰延収益合計		1,750,159
負債合計		5,380,978

資 本 の 部

6 資本金		4,669,529
7 剰余金		
(2) 利益剰余金		
ハ 当年度未処分利益剰余金	191,798	
利益剰余金合計		431,222
剰余金合計		564,923
資本合計		5,234,452
負債資本合計		10,615,430

令和4年度 島田市水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(補正後)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		217,607	
ロ 建物	303,165		
減価償却累計額	<u>△ 145,974</u>	157,191	
ハ 構築物	13,156,904		
減価償却累計額	<u>△ 5,296,558</u>	7,860,346	
ニ 機械及び装置	1,929,279		
減価償却累計額	<u>△ 1,041,114</u>	888,165	
ヘ 工具器具備品	43,291		
減価償却累計額	<u>△ 24,855</u>	18,436	
ト 建設仮勘定		25,059	
有形固定資産合計			9,169,072
(2) 無形固定資産			
無形固定資産合計			<u>512</u>
固定資産合計			<u>9,169,584</u>

2 流動資産

(1) 現金及び預金		1,409,710	
(2) 未収金	56,051		
貸倒引当金	<u>△ 439</u>	55,612	
(3) 貯蔵品		13,765	
流動資産合計			<u>1,479,087</u>
資産合計			<u><u>10,648,671</u></u>

負 債 の 部

3 固定負債			
(1) 企業債	3,056,877		
(3) 長期預り金	1,000		
固定負債合計			3,058,162
4 流動負債			
(2) 未払金	275,902		
(4) 預り金	10,596		
流動負債合計			514,352
5 繰延収益			
(1) 長期前受金	3,118,154		
収益化累計額	△ 1,406,461		
繰延収益合計			1,711,693
負債合計			5,284,207

資 本 の 部

6 資本金			4,668,529
7 剰余金			
(2) 利益剰余金			
ハ 当年度未処分利益剰余金	322,810		
利益剰余金合計		562,234	
剰余金合計			695,935
資本合計			5,364,464
負債資本合計			10,648,671

注記

(補正前)

II 予定貸借対照表等

2 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

前年度分の期末手当及び勤勉手当を翌年度に支給すると見込まれるため、令和3年度に9,003千円、令和4年度に9,084千円の賞与引当金を取り崩した。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

前年度分の法定福利費を翌年度に支払うと見込まれるため、令和3年度に1,710千円、令和4年度に1,754千円の法定福利費引当金を取り崩した。

(3) 貸倒引当金の取崩し

債権の貸倒れによる損失が見込まれるため、令和3年度に286千円、令和4年度に262千円の貸倒引当金を取り崩した。

(補正後)

II 予定貸借対照表等

2 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

前年度分の期末手当及び勤勉手当を翌年度に支給すると見込まれるため、令和3年度に9,003千円、令和4年度に8,188千円の賞与引当金を取り崩した。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

前年度分の法定福利費を翌年度に支払うと見込まれるため、令和3年度に1,710千円、令和4年度に1,555千円の法定福利費引当金を取り崩した。

(3) 貸倒引当金の取崩し

債権の貸倒れによる損失が見込まれるため、令和3年度に190千円、令和4年度に262千円の貸倒引当金を取り崩した。

令和4年度島田市水道事業会計予算内訳書

収益の収入

款 項	目	既決予算額	補正予算額	計
1 水道事業収益		1,254,694	282	1,254,976
	2 営業外収益	92,202	282	92,484
	2 他会計補助金	3,735	282	4,017

収益の支出

款 項	目	既決予算額	補正予算額	計
1 水道事業費用		1,235,680	27,728	1,263,408
	1 営業費用	1,187,248	27,728	1,214,976
	1 原水及び浄水費	533,096	25,126	558,222
	2 配水及び給水費	130,930	2,482	133,412
	5 総係費	53,040	120	53,160

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計補助金	282	児童手当補助金 282

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
14 動力費	25,126	電気使用料 25,126
2 手当等	225	児童手当 225
15 動力費	2,257	電気使用料 2,257
2 手当等	120	児童手当 120

病 院 事 業 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書
(第 4 号)

令和4年度島田市病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 病院事業 収益			13,460,098	616,074	14,076,172	
	1 医業収益		12,447,302	615,345	13,062,647	
		1 外来収益	4,440,825	210,195	4,651,020	外来診療収益の増
		2 入院収益	7,697,850	405,150	8,103,000	入院診療収益の増
	3 看護専門学 校収益		140,119	729	140,848	
2 負担金交付金		123,425	729	124,154	一般会計負担金の増	

支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 病院事業 費用			15,644,791	665,857	16,310,648	
	1 医業費用		14,792,834	665,128	15,457,962	
		2 材料費	3,614,341	610,000	4,224,341	薬品費、診療材料費及び 医療消耗備品費の増
		3 経費	1,893,171	55,128	1,948,299	光熱水費の増
	3 看護専門学 校費用		140,119	729	140,848	
2 経費		17,839	729	18,568	光熱水費の増	

令和4年度島田市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
 (補正前)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 2,194,591
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 986
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	131
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 77,071
	未払金の増減額 (△は減少)	346,612
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 232,227
	小計	△ 282,876
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 394,325
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 484,210
	一般会計からの繰入金による収入	306,648
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 281,921
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	639,700
	財務活動によるキャッシュ・フロー	227,059
	資金増加額 (又は減少額)	△ 449,187
	資金期首残高	866,014
	資金期末残高	416,827

令和4年度島田市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
 (補正後)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 2,280,305
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	522
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	440
	未収金の増減額 (△は増加)	384,884
	未払金の増減額 (△は減少)	726,964
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	4,137
	小計	711,898
	業務活動によるキャッシュ・フロー	600,449
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 4,089,394
	一般会計からの繰入金による収入	1,159,682
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,034,071
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,245,300
	財務活動によるキャッシュ・フロー	1,832,659
	資金増加額 (又は減少額)	△ 600,963
	資金期首残高	2,408,798
	資金期末残高	1,807,835

令和4年度島田市病院事業会計予定損益計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
 (補正前)

(単位：千円)

1	医業収益			
	(1) 外来収益	4,440,825		
	(2) 入院収益	7,697,850		
	(3) その他医業収益	281,016	12,419,691	
2	医業費用			
	(2) 材料費	3,613,161		
	(3) 経費	1,737,439		
	(6) 研究研修費	72,658	14,628,656	
	医業損失			2,208,965
4	看護専門学校収益			
	(2) 負担金交付金	123,425		
	(3) その他看護専門学校収益	471	140,072	
5	医業外費用			
	(2) 雑損失	740,922	852,372	
6	看護専門学校費用			
	(2) 経費	16,636	138,916	14,374
	経常損失			2,194,591
	当年度純損失			2,194,591
	前年度繰越欠損金			15,852,814
	当年度未処理欠損金			18,047,405

令和4年度島田市病院事業会計予定損益計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
 (補正後)

(単位：千円)

1	医業収益				
	(1) 外来収益	4,651,020			
	(2) 入院収益	8,103,000			
	(3) その他医業収益	281,016	13,035,036		
2	医業費用				
	(2) 材料費	4,222,252			
	(3) 経費	1,787,555			
	(6) 研究研修費	72,658	15,287,863		
	医業損失				2,252,827
4	看護専門学校収益				
	(2) 負担金交付金	124,154			
	(3) その他看護専門学校収益	471	140,801		
5	医業外費用				
	(2) 雑損失	782,840	894,290		
6	看護専門学校費用				
	(2) 経費	17,299	139,579	△ 27,478	
	経常損失				2,280,305
	当年度純損失				2,280,305
	前年度繰越欠損金				12,918,967
	当年度未処理欠損金				15,199,272

令和4年度島田市病院事業会計予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位：千円)

(補正前)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ロ 建物 26,161,434

減価償却累計額 △ 10,679,840 15,481,594

ハ 構築物 1,560,518

減価償却累計額 △ 649,748 910,770

ニ 器械及び備品 11,326,007

減価償却累計額 △ 8,376,795 2,949,212

ホ 車両 17,553

減価償却累計額 △ 12,694 4,859

ト その他有形固定資産 2,457

減価償却累計額 △ 2,334 123

チ 建設仮勘定 18,169

有形固定資産合計 22,461,123

(3) 投資その他の資産

イ 長期貸付金 303,718

ロ 長期前払消費税 1,415,997

投資その他の資産合計 1,720,265

固定資産合計 24,185,824

2 流動資産

(1) 現金及び預金 416,827

(2) 未収金 1,926,630

貸倒引当金 △ 8,663 1,917,967

(3) 貯蔵品 332,063

(4) 前払費用 540

流動資産合計 2,669,989

資産合計 26,855,813

負債の部

3	固定負債		
	(1) 企業債 建設改良費等の財 源に充てるための 企業債	15,189,036	
	企業債合計		15,189,036
	(2) 引当金 退職給付引当金	2,528,059	
	引当金合計		2,528,059
	固定負債合計		17,718,050
4	流動負債		
	(1) 企業債 建設改良費等の財 源に充てるための 企業債	873,849	
	企業債合計		873,849
	(2) 未払金		1,915,053
	(4) 預り金		4,613
	流動負債合計		3,259,470
5	繰延収益		
	(1) 長期前受金 収益化累計額	737,915	
	繰延収益合計	△ 569,495	
	負債合計		21,145,940

資本の部

6	資本金		23,718,894
7	剰余金		
	(2) 利益剰余金 ハ 当年度未処理欠損金	18,047,405	
	利益剰余金合計		△ 18,046,635
	剰余金合計		△ 18,009,021
	資本合計		5,709,873
	負債資本合計		26,855,813

令和4年度島田市病院事業会計予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位：千円)

(補正後)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ロ 建物 18,742,122

減価償却累計額 △ 2,946,336 15,795,786

ハ 構築物 868,659

減価償却累計額 △ 137,150 731,509

ニ 器械及び備品 8,647,686

減価償却累計額 △ 4,964,537 3,683,149

ホ 車両 19,880

減価償却累計額 △ 12,617 7,263

ト その他有形固定資産 2,301

減価償却累計額 △ 2,186 115

有形固定資産合計 23,314,218

(3) 投資その他の資産

イ 長期貸付金 279,639

ロ 長期前払消費税 1,411,562

投資その他の資産合計 1,691,751

固定資産合計 25,010,405

2 流動資産

(1) 現金及び預金 1,807,835

(2) 未収金 2,010,722

貸倒引当金 △ 13,150 1,997,572

(3) 貯蔵品 125,705

(4) 前払費用 1,794

流動資産合計 3,935,498

資産合計 28,945,903

負債の部

3	固定負債		
	(1) 企業債 建設改良費等の財 源に充てるための 企業債	15,147,885	
	企業債合計		15,147,885
	(2) 引当金 退職給付引当金	2,442,709	
	引当金合計		2,442,709
	固定負債合計		17,591,549
4	流動負債		
	(1) 企業債 建設改良費等の財 源に充てるための 企業債	831,800	
	企業債合計		831,800
	(2) 未払金		1,378,796
	(4) 預り金		4,883
	流動負債合計		2,681,434
5	繰延収益		
	(1) 長期前受金 収益化累計額	469,506	
	繰延収益合計	△ 265,431	
	負債合計		20,477,058

資本の部

6	資本金		23,629,733
7	剰余金		
	(2) 利益剰余金 ハ 当年度未処理欠損金	15,199,272	
	利益剰余金合計		△ 15,198,502
	剰余金合計		△ 15,160,888
	資本合計		8,468,845
	負債資本合計		28,945,903

注記（補正前）

II 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

令和3年度末において、貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、6,057,803千円である。

令和4年度末において、貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、6,035,255千円である。

2 引当金の取崩し

(1) 退職給付引当金の取崩し

令和3年度において、退職給付費として198,261千円を支給すると見込まれるため、退職給付引当金198,261千円を取り崩した。

令和4年度において、退職給付費として174,301千円を支給すると見込まれるため、退職給付引当金174,301千円を取り崩した。

(2) 賞与引当金の取崩し

令和3年度において、期末手当及び勤勉手当として407,701千円を支給すると見込まれるため、賞与引当金407,701千円を取り崩した。

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当として391,285千円を支給すると見込まれるため、賞与引当金391,285千円を取り崩した。

(3) 法定福利費引当金の取崩し

令和3年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に係る法定福利費として70,869千円を支払うことが見込まれるため、法定福利費引当金70,869千円を取り崩した。

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に係る法定福利費として70,982千円を支払うことが見込まれるため、法定福利費引当金70,982千円を取り崩した。

(4) 貸倒引当金の取崩し

令和3年度において、医業未収金の不納欠損による損失として9,409千円が見込まれるため、貸倒引当金9,409千円を取り崩した。

令和4年度において、医業未収金の不納欠損による損失として3,310千円が見込まれるため、貸倒引当金3,310千円を取り崩した。

注記（補正後）

II 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

令和3年度末において、貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、5,481,553千円である。

令和4年度末において、貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、6,002,955千円である。

2 引当金の取崩し

(1) 退職給付引当金の取崩し

令和3年度において、退職給付費として288,595千円を支給すると見込まれるため、退職給付引当金288,595千円を取り崩した。

令和4年度において、退職給付費として174,301千円を支給すると見込まれるため、退職給付引当金174,301千円を取り崩した。

(2) 賞与引当金の取崩し

令和3年度において、期末手当及び勤勉手当として407,701千円を支給すると見込まれるため、賞与引当金407,701千円を取り崩した。

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当として389,777千円を支給すると見込まれるため、賞与引当金389,777千円を取り崩した。

(3) 法定福利費引当金の取崩し

令和3年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に係る法定福利費として70,869千円を支払うことが見込まれるため、法定福利費引当金70,869千円を取り崩した。

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に係る法定福利費として70,673千円を支払うことが見込まれるため、法定福利費引当金70,673千円を取り崩した。

(4) 貸倒引当金の取崩し

令和3年度において、医業未収金の不納欠損による損失として4,922千円が見込まれるため、貸倒引当金4,922千円を取り崩した。

令和4年度において、医業未収金の不納欠損による損失として3,310千円が見込まれるため、貸倒引当金3,310千円を取り崩した。

令和4年度島田市病院事業会計予算内訳書

収 益 の 収 入

款 項	目	既決予算額	補正予算額	計
1 病院事業収益		13,460,098	616,074	14,076,172
1 医業収益		12,447,302	615,345	13,062,647
	1 外来収益	4,440,825	210,195	4,651,020
	2 入院収益	7,697,850	405,150	8,103,000
3 看護専門学校収益		140,119	729	140,848
	2 負担金交付金	123,425	729	124,154

収 益 の 支 出

款 項	目	既決予算額	補正予算額	計
1 病院事業費用		15,644,791	665,857	16,310,648
1 医業費用		14,792,834	665,128	15,457,962
	2 材料費	3,614,341	610,000	4,224,341
	3 経費	1,893,171	55,128	1,948,299
3 看護専門学校費用		140,119	729	140,848
	2 経費	17,839	729	18,568

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 外来収益	210,195	外来診療収益 診療日数 243 日 1日平均患者数 870 人 1日1人当たり平均診療収益 22,000 円
1 入院収益	405,150	入院診療収益 診療日数 365 日 1日平均患者数 370 人 1日1人当たり平均診療収益 60,000 円
1 一般会計負担金	729	運営費負担金 729

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 薬品費	420,000	注射薬品費 350,000 検査用薬品費 70,000
2 診療材料費	180,000	放射線材料費 130,000 診療消耗材料費 50,000
4 医療消耗備品費	10,000	10,000
7 光熱水費	55,128	電気使用料 55,128
8 光熱水費	729	電気使用料 729

公共下水道事業会計
予算に関する説明書

令和4年度島田市公共下水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 収 益			千円 705,136	千円 5,900	千円 711,036	
	2 営業外収益		525,017	5,900	530,917	
		2 他会計 補助金	8,319	5,900	14,219	一般会計補助金 の増

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 費 用			千円 716,401	千円 5,900	千円 722,301	
	1 営業費用		625,699	5,900	631,599	
		2 処理場費	179,591	5,900	185,491	施設管理委託料 の増

令和4年度島田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(補正前)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は損失)	△ 7,338
未収金の増減額 (△は増加)	△ 19,315
未払金の増減額 (△は減少)	0
支払利息の増加額 (△は増加)	0
小計	270,984
利息の支払額	△ 49,605
業務活動によるキャッシュ・フロー	221,379

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 321,501
国庫補助金等による収入	90,000
工事負担金による収入	13,033
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 218,468
資金増加額 (又は減少額)	△ 7,124
資金期首残高	52,011
資金期末残高	44,887

令和4年度島田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(補正後)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は損失)	△ 6,802
未収金の増減額 (△は増加)	△ 2,659
未払金の増減額 (△は減少)	△ 16,656
支払利息の増加額 (△は増加)	△ 536,363
小計	240,295
利息の支払額	△ 49,605
業務活動によるキャッシュ・フロー	190,690

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 321,501
国庫補助金等による収入	90,000
工事負担金による収入	13,033
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 218,468
資金増加額 (又は減少額)	△ 7,124
資金期首残高	162,953
資金期末残高	155,829

令和4年度島田市公共下水道事業予定損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(補正前)

(単位：千円)

2	営業費用			
	(2) 処理場費	163,584		
	(6) 減価償却費	339,302	607,881	
	営業損失			445,331
3	営業外収益			
	(2) 他会計補助金	8,319		
	(4) 雑収益	933	524,969	
4	営業外費用			
	(2) 雑支出	9,666	59,271	465,698
	経常利益			20,367
6	特別損失			
	(1) その他特別損失	30,689	30,689	△ 27,705
	当年度純利益			△ 7,338
	前年度繰越利益剰余金			53,359
	当年度未処分利益剰余金			46,021

令和4年度島田市公共下水道事業予定損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(補正後)

(単位：千円)

2	営業費用			
	(2) 処理場費	168,948		
	(6) 減価償却費	339,302	613,245	
	営業損失			450,695
3	営業外収益			
	(2) 他会計補助金	14,219		
	(4) 雑収益	933	530,869	
4	営業外費用			
	(2) 雑支出	9,666	59,271	471,598
	経常利益			20,903
6	特別損失			
	(1) その他特別損失	30,689	30,689	△ 27,705
	当年度純利益			△ 6,802
	前年度繰越利益剰余金			79,940
	当年度未処分利益剰余金			73,138

令和4年度島田市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(補正前)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

ロ 建物	549,076		
減価償却累計額	<u>△ 54,702</u>	494,374	
ハ 構築物	10,250,074		
減価償却累計額	<u>△ 828,278</u>	9,421,796	
ニ 機械及び装置	570,716		
減価償却累計額	<u>△ 88,190</u>	482,526	
ホ 車両運搬具	676		
減価償却累計額	<u>△ 643</u>	33	
ヘ 工具器具備品	259		
減価償却累計額	<u>△ 176</u>	83	
ト 建設仮勘定		36,364	
有形固定資産合計			<u>10,579,610</u>
固定資産合計			10,579,610

2 流 動 資 産

(1) 現金及び預金

44,887

(2) 未収金

46,494

貸倒引当金

△ 42

46,452

流動資産合計

91,339

資産合計

10,670,949

負 債 の 部

3 固 定 負 債			
(1) 企業債		2,847,131	
(2) 長期預り金		1,000	
固定負債合計		<u> </u>	2,848,131
4 流 動 負 債			
(1) 企業債		344,724	
(2) 引当金			
引当金合計		7,554	
流動負債合計		<u> </u>	352,278
5 繰 延 収 益			
(1) 長期前受金		4,113,760	
収益化累計額		△ 359,603	
繰延収益合計		<u> </u>	3,754,157
負債合計			<u><u>6,954,566</u></u>

資 本 の 部

7 剰 余 金			
(2) 利益剰余金			
イ 当年度末未処分		46,021	
利益剰余金			
利益剰余金合計		<u> </u>	46,021
剰余金合計			<u>190,455</u>
資本合計			<u>3,716,383</u>
資本負債合計			<u><u>10,670,949</u></u>

令和4年度島田市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(補正後)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

ロ 建物	559,745		
減価償却累計額	<u>△ 54,701</u>	505,044	
ハ 構築物	9,990,888		
減価償却累計額	<u>△ 827,553</u>	9,163,335	
ニ 機械及び装置	576,488		
減価償却累計額	<u>△ 88,189</u>	488,299	
ホ 車両運搬具	676		
減価償却累計額	<u>△ 642</u>	34	
ヘ 工具器具備品	975		
減価償却累計額	<u>△ 175</u>	800	
ト 建設仮勘定		143,125	
有形固定資産合計			<u>10,445,071</u>
固定資産合計			10,445,071

2 流 動 資 産

(1) 現金及び預金

155,829

(2) 未収金

28,275

貸倒引当金

△ 291

27,984

(3) その他流動資産

537

流動資産合計

184,350

資産合計

10,629,421

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		2,706,109	
(2) 長期預り金		1,000	
固定負債合計		<u>2,707,109</u>	2,707,109
4 流動負債			
(1) 企業債		347,998	
(2) 未払金		93,157	
(3) 引当金			
引当金合計		<u>7,554</u>	
流動負債合計			448,709
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		4,089,450	
収益化累計額		<u>△ 359,347</u>	
繰延収益合計			3,730,103
負債合計			<u><u>6,885,921</u></u>

資本の部

7 剰余金			
(2) 利益剰余金			
イ 当年度末未処分			
利益剰余金		<u>73,138</u>	
利益剰余金合計			73,138
剰余金合計			<u>217,572</u>
資本合計			<u>3,743,500</u>
資本負債合計			<u><u>10,629,421</u></u>

令和4年度島田市公共下水道事業会計予算内訳書

収益の収入

款 項	目	既決予算額	補正予算額	計
1 下水道事業収益		705,136	5,900	711,036
2 営業外収益		525,017	5,900	530,917
	2 他会計補助金	8,319	5,900	14,219

収益の支出

款 項	目	既決予算額	補正予算額	計
1 下水道事業費用		716,401	5,900	722,301
1 営業費用		625,699	5,900	631,599
	2 処理場費	179,591	5,900	185,491

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計補助金	5,900	施設管理委託料に対応する補助金

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
7 委託料	5,900	施設管理委託料（電気料支払い追加）